

サミットエナジー株式会社
「(仮称) 大湊村風力発電所新設事業 環境影響評価方法書」
に対する勧告について

平成25年8月26日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)大湊村風力発電所新設事業 環境影響評価方法書について、サミットエナジー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。
勧告内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 秋田県南秋田郡大湊村
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 100,000kW(2,500kW×40基)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価方法書受理	平成25年3月28日
住民等意見の概要受理	平成25年6月 5日
秋田県知事意見受理	平成25年8月12日

問合せ先: 電力安全課 磯部、日野
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

サミットエナジー株式会社
「(仮称) 大湊村風力発電所新設事業 環境影響評価方法書」
に対する勧告内容

○調査、予測及び評価手法について

対象事業実施区域が位置する八郎潟干拓地と周辺の八郎湖調整池は、天然記念物であるマガン、ヒシクイ等のガン類が渡りの時期に集結する場所であり、「東アジア・オーストラリア地域渡り性水鳥重要生息地ネットワーク」にも登録されるなど、国際的にも重要な鳥類の生息地であることから、環境影響評価の実施には万全を期すこと。